

産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準

令和元年（2019年）9月1日 改正

第1 趣旨

この基準は、熊本県産業廃棄物指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4条の規定により、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関し必要な事項を定める。この基準の運用において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）等法令が定める基準に適合することが客観的かつ明確である場合はこの基準は適用しない。

第2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下、「廃掃法省令」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下、「基準省令」という。）の例によるものとする。

第3 収集運搬及び再生輸送に関する維持管理基準

1 飛散、流出防止

産業廃棄物を飛散又は流出させないための基準は以下のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の収集運搬又は再生輸送は、指導要綱第3条の規定による処理業の許可等に関する基準第8に規定する産業廃棄物の運搬に伴う車両と容器を使用すること。
- (2) 液状産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を容器に入れて収集運搬又は再生輸送を行う場合は、当該容器は、容器の内部を防食又は防油加工を施した堅牢な容器を使用し、当該容器が転倒しないように荷台に固定すること。
- (3) 産業廃棄物を車両に直接積載する場合は、荷台の高さより産業廃棄物を高く積載しないこと。
- (4) 水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は、容器を用いて行い、特に液体の水銀が封入された水銀使用製品産業廃棄物や液状の水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は、万が一水銀使用製品産業廃棄物が破損した場合でも、水銀及び水銀使用製品産業廃棄物が容器外に流出しないような密封できる構造で行うよう努めること。

2 混載の禁止

収集運搬又は再生輸送を同一の車両で行う場合には、種類の異なる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を混載しないよう努めること。ただし、次の産業廃棄物を運搬する場合は、混載して運搬してはならない（他の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物と混合しないように区分する場合は、この限りではない）。

- (1) 石綿含有産業廃棄物
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（ただし、排出時点において水銀が含まれているのかどうか判断できない場合は、「ランプ類」、「電池類」、「計測器」、

「その他水銀を含む製品」などの区分で運搬することも可とする。）

(3) PCB廃棄物

3 産業廃棄物の収集運搬に係る表示

収集運搬又は再生輸送に使用する車両には、廃掃法省令第7条の2の2第1項から第3号に定める表示をしなければならない。

4 許可証（指定証）

収集運搬又は再生輸送に使用する車両には、許可証又は指定証の写しを運転席に備えておくものとする。

5 関係法令による規制

次に掲げる法令のほか、交通法規その他の関係法規を守らなければならない。

- (1) がれき類、鉱さい又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの収集運搬又は再生輸送に当たっては、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)に基づく土砂等運搬禁止車両に積載し、運搬車両として使用しないこと。
- (2) 消防法(昭和23年法律第186号)に規定する危険物に該当する産業廃棄物の収集運搬又は再生輸送は、同法に規定する運搬車両の構造基準を満足させるとともに、車両に危険物取扱者の同乗及びあらかじめ危険物の免許を取得した者に運転を行わせること。
- (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に規定する毒物又は劇物に該当する産業廃棄物の収集運搬又は再生輸送は、容器の表示、車両の標識、交替運転者等の同乗、保護具の搭載、所定の事項を記載した書面の携行等、同法に基づく廃掃法政令で定める基準に適合するよう行うこと。
- (4) 運搬車両の自動車検査証に記載されている最大積載量を超えて積載しないこと。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第3項の規定による出発地警察署長の許可を受けた場合は除くものとする。

第4 保管施設・積替え保管施設の維持管理基準

1 共通基準

保管施設・積替え保管施設に共通する維持管理基準は、次のとおりとする。また、産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散又は施設の異常が生じた場合は、産業廃棄物の取扱業務をただちに停止し、速やかに改善措置を講ずること。

(1) 設備等に関する基準

ア 次の事項は毎日確認すること。

(ア) 立札、囲い等に破損や損傷等がないこと。

(イ) 保管施設・積替え保管施設の周囲に設置してある雨水排水路に堆積した土砂等は排除し、常に雨水排水路には土砂が溜まっていないこと。

イ 保管施設・積替え保管施設内を常に清潔に保つように努めること。

ウ 立札の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに書き替えること。

(2) 作業上の基準

保管施設・積替え保管作業上の維持管理基準は、次のとおりとする。

ア 産業廃棄物の保管・積替えは、保管・積替え施設内で行うこと。

イ 産業廃棄物の保管・積替えは、産業廃棄物及びその保有水を飛散、流出又は地下浸透させないこと。

ウ 産業廃棄物の保管施設・積替え保管施設から、施設外へ悪臭又は粉じん等を発生さ

せないこと。

エ 産業廃棄物の保管施設・積替え保管施設には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

オ 感染性産業廃棄物の保管施設・積替え保管施設は、定期的に消毒すること。

(3) 産業廃棄物の収集又は運搬に伴う積替えのための保管上限

事業者等が産業廃棄物の保管を行う場合には、廃掃法政令第6条第1項のホの規定に基づいて行うこととし、船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るときは、該当産業廃棄物に係る当該船舶の積載量を以て保管上限とする。

2 個別基準

保管施設・積替え保管施設の維持管理基準は、共通基準に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 液状の産業廃棄物(液状の特別管理産業廃棄物を含む。)の保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 保管槽による場合は、当該保管槽に亀裂や損傷等がないこと。なお、廃酸、廃アルカリ又は廃油等の液状の産業廃棄物の保管槽にあつては、流出防止堤に亀裂や損傷等がなく、吸着又は中和等に使用する薬剤が、常に必要量備えてあること。

イ 容器による場合は、容器及び流出防止堤に亀裂や損傷等がないこと。

ウ 屋根に漏水や損傷等がないこと。

(2) 特別管理産業廃棄物(液状を除く。)の保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 外周仕切設備に亀裂や損傷等がないこと。

イ 特別管理産業廃棄物からの保有水が確実に集水され、かつ、適切に処理されること。

(3) 感染性産業廃棄物の保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 外周設備に亀裂や損傷等がないこと。

イ 保管・積替えの期間は、できるだけ短期間とし施設に感染性産業廃棄物が搬入されている期間は、冷蔵等を行い感染性産業廃棄物が腐敗しないようにすること。

ウ 感染性産業廃棄物からの保有水が確実に集水され、かつ、適正に処理されること。

(4) がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 外周仕切設備に損傷等がないこと。

(5) 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず又は繊維くずの保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 外周仕切設備に損傷等がなく、かつ、雨水が当該産業廃棄物に直接かからない状態であること。

(6) 脱水ケーキ等の保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 外周仕切設備に亀裂や損傷等がないこと。

イ 屋根に漏水や損傷等がないこと。

ウ 脱水ケーキ等からの保有水が確実に集水され、かつ、適正に処理されること。

(7) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 外周仕切設備に損傷等がなく、かつ、雨水が当該産業廃棄物に直接触れない状態であること。

イ 産業廃棄物の性状に応じて必要な措置を講ずること。

(8) PCB廃棄物の保管施設・積替え保管施設に係る確認事項

ア 外周仕切設備に損傷等がなく、かつ、雨水が当該産業廃棄物に直接触れない状態であること。

イ 覆いをかける、屋根をかける、屋内に保管する、又は建物には換気設備を設ける等

のPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置及びPCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

第5 中間処理施設の維持管理基準

1 共通基準

中間処理施設に共通する維持管理基準は、次のとおりとする。なお、産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散又は施設の異常が生じた場合は、産業廃棄物の取扱業務をただちに停止し、速やかに改善措置を講ずること。

(1) 設備等に関する基準

ア 次のことについては、毎日確認すること。

(7) 建屋に漏水、破損又は損傷等がないこと。(中間処理施設の主要設備を建屋内に設置している場合に限る。)

(イ) 架台、床、地盤面等に破損や損傷等がないこと。

(ウ) 立札、囲い等に破損や損傷等がないこと。

(エ) 受入れ設備及び貯留設備から、産業廃棄物又はその保有水が飛散、流出又は地下浸透していないこと。

イ 技術管理者等による主要設備の定期的な機能点検を、毎月1回以上行うこと。

ウ 主要設備の機能を維持するため、2年に1回以上、専門的な技術のある者(メーカーを含む。)による精密機能検査を行うこと。ただし、天日乾燥等の機械的な操作を行わない施設はこの限りでない。

エ 立札の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに書き替えること。

オ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下、「水濁法」という。)に定める特定施設に該当する場合は、その基準に適合するよう排水処理設備の維持管理を行うこと。

また、熊本県生活環境保全等に関する条例(昭和44年条例第23号。以下、「条例」という。)に定める排水施設及び熊本県地下水保全条例(平成2年条例第52号。以下、「地下水条例」という。)の対象事業場に該当する場合は、その基準に適合するよう排水処理設備の維持管理を行うこと。

カ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下、「大防法」という。)に定める特定施設に該当する場合は、その基準に適合するよう排ガス処理設備の維持管理を行うこと。また、条例に定めるばい煙発生施設又は粉じん発生施設から生じるばい煙及び粉じんは、その基準に適合するよう維持管理を行うこと。

キ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び条例に定める騒音に係る特定施設を有する場合は、その基準に適合するよう騒音防止設備又は振動防止設備の維持管理を行うこと。なお、特定施設を有しない場合においても特定施設に対する基準を準用し、同様の対応を行うこと。

ク 施設から発生する悪臭は、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の基準に適合するよう悪臭防止措置又は消臭設備等を設けること。

ケ 薬剤等を使用する場合には、薬剤等の貯留設備及び薬剤等の流出防止堤を設けること。

コ 各設備の維持管理状況を確認するための検査等は、次のとおりとする。

(7) 水濁法に定める特定施設、条例で定める排水施設及び地下水条例で定める対象事業場に該当する施設から排水を放流する場合は、放流水を採水し、必要な項目について水質分析を行い排水処理設備が正常に機能していることを確認すること。

(イ) 大防法で定める特定施設に該当する施設または条例に定めるばい煙発生施設から排ガスを排出する場合は、排ガス調査を実施し、排ガス処理設備が正常に機能していることを確認すること。

- (ウ) (ア)又は(イ)において、有害物質に係る異常が認められるときは、ただちに管轄保健所を經由して循環社会推進課に報告し、改善措置について協議後速やかに改善を行うこと。また、それ以外の項目について、異常が認められた場合は、速やかに改善措置を講ずること。なお、改善が終了したときは、必要な水質及び排ガス等の検査を実施し改善を確認すること。
 - (エ) 排水処理設備又は排ガス処理設備の機能検査等において異常が認められた場合は、早急に改善を図るとともに、改善後はただちに放流水又は排ガスについて必要な検査を実施し、改善を確認すること。
 - (オ) 騒音規制法、振動規制法及び条例に定める特定施設を設置する施設は、敷地境界線上において騒音又は振動の大きさを毎月1回以上測定するよう努めること。
 - (カ) 悪臭については、適宜必要な悪臭物質を測定すること。
 - (キ) 粉じん等については、適宜散水又は覆いを被せるなど粉じん対策を行うこと。
- (2) 作業上の基準
- 中間処理施設に共通する作業上の維持管理基準は、次のとおりとする。なお、異常が認められた場合は、速やかに必要な設備を設けること。
- ア 処理施設への産業廃棄物の投入量は、許可又は届出を行った処理能力を超えないこと。
 - イ 作業中において産業廃棄物を飛散又は流出させないこと。なお、産業廃棄物を飛散又は流出させる等の異常な状態が生じたときは、ただちに処理施設の運転を停止し、又は作業を中断し、飛散及び流出した産業廃棄物の回収その他生活環境の保全上必要な改善措置を講ずること。
 - ウ 作業中において産業廃棄物(保有水を含む。)の地下浸透及び悪臭の発生を防止すること。なお、悪臭の発生状況については、測定計器以外にも人の感覚等により確認する等の判断も考慮すること。
 - エ 騒音又は振動の特定施設の設置の有無にかかわらず、作業中における著しい騒音や振動の発生により施設の周辺環境を損わないように行うこと。
 - オ 作業場には、蚊、はえ等の害虫が発生しないように行うこと。
 - カ 構内、搬入道路及びその周辺の清潔を保持すること。
 - キ 洗車設備を有する場合は、当該設備から生ずる汚水等は適正に処理すること。
 - ク pH計、COD計、電気伝導率計、騒音計又は振動計等を設置している場合は、校正を定期的に行うこと。特に経時的誤差の生じやすい計測器にあつては、測定前に校正を行った後使用すること。
- (3) 産業廃棄物の処分のための保管数量の上限
- 廃掃法政令第6条第1項第2号ロ(3)及び廃掃法省令第7条の8によること。
- (4) 記録
- 廃棄物処理施設に関する維持管理の記録は、廃掃法省令第12条の7の5に規定されるとおりであるが、廃棄物処理施設を除く産業廃棄物の処理の用に供する施設においては、産業廃棄物処理施設に準じて行うこと。

2 個別基準

中間処理施設の維持管理基準は、共通基準に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 焼却施設

ア 焼却にあたっては、次のとおりとする。

- (ア) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。
- (イ) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- (ウ) 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、

廃棄物を燃焼し尽くすこと。

- (1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- イ 火災の発生を防止するため、防火措置を講ずること。
- ウ 次のことについては毎日確認すること。なお、異常が認められたときは操業を停止するとともに焼却施設の使用を停止し、速やかに改善措置を講ずること。
 - (ア) 主要燃焼室及び後燃焼室の構築材質に劣化又は損傷等がないこと。
 - (イ) 廃油の焼却施設にあっては、槽構造等の受入れ設備（保管槽）及び受入れ設備の周囲に設けられた流出防止堤に亀裂、損傷等がないこと。
 - (ウ) 消火設備が、ただちに火災等に対応できる状態に整備されていること。
- (2) 破碎、分級、破碎及び分級施設
 - ア 破碎等によって生ずる粉じんを周囲に飛散させないこと。
 - イ 破碎等によって生ずる騒音、振動、悪臭等により、周囲に不快感を与えないこと。
- (2) の 2 移動式破碎施設
 - (2) の基準に加え、次のとおりとする。
 - ア 移動式破碎施設の使用は、工事現場内に限る。
 - イ 使用時間は、原則として午前8時から午後6時までとする。
 - ウ 処理する産業廃棄物は、工事現場内から発生するものとする。
- (2) の 3 水銀使用製品産業廃棄物の破碎施設
 - ア 水銀使用製品産業廃棄物の破碎において生じた水銀、残渣（排水処理汚泥、水銀吸着フィルター等を含む）は、環境省が定める水銀廃棄物に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な処理を行うこと。
 - イ 以下の項目については実施に努めることとする。
 - (ア) 破碎等の処分は密閉された建屋内等で実施すること。
 - (イ) 排気口における排ガス中の水銀濃度が、 $0.025\text{mg}/\text{m}^3$ 未満となるように処理すること。
 - (ウ) 排気口における水銀の濃度を3ヶ月に1回以上測定すること。
 - (エ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定められる水銀の作業環境基準内で作業すること。
 - (オ) 水銀を含む粉じんを捕集したバグフィルターや水銀ガスを吸着させた活性炭からも水銀を回収すること。
 - (カ) 水銀含有産業廃棄物を破碎した後の残渣物又は水銀を回収した後の残渣物からの水銀の溶出量が $0.005\text{mg}/\text{L}$ 以下であること。
 - (キ) 水銀使用製品産業廃棄物を破碎した後の残渣物又は水銀を回収した後の残渣物からの水銀の溶出量を3ヶ月に1回以上測定すること。
- (3) 廃アスファルトの再生施設
 - ア 再生の前処理によって生ずる粉じんを周囲に飛散させないこと。
 - イ 施設から発生する悪臭、騒音又は振動等により周囲に不快感を与えないこと。
- (4) 天日乾燥施設
 - ア 天日乾燥床又は処理槽に亀裂及び損傷等がないことを毎日確認し、必要に応じ清掃をすること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止するとともに産業廃棄物の投入を停止し、ただちに改善措置を講ずること。
 - イ 処理に当たっては、処理する産業廃棄物の性状等を確認のうえ、必要な処理を試験的に実施のうえ、処理を行うこと。
- (5) 機械乾燥施設
 - ア 汚泥の性状に応じ、乾燥温度を適正に調節すること。
 - イ 火災の発生を防止するため、防火措置を講ずること。
 - ウ 処理に当たっては、処理する産業廃棄物の性状等を確認のうえ、必要な処理を試験的に実施のうえ、処理を行うこと。

(6) 脱水施設

- ア 脱水機の機能低下を防止するため、定期的にはろ布等を洗浄して使用すること。
- イ 脱水機からのオーバーフロー、漏出した汚水、汚泥の分離液、ろ布等の洗浄水若しくは床又は地盤面の洗浄水等を地下浸透させないこと。なお、それらの汚水等は適正に処理したのち、排水すること。

(7) 堆肥化施設

- ア 含水率が高い産業廃棄物は、あらかじめ乾燥し保有水が流出しないことを確認の後、堆肥化施設に搬入すること。
- イ 発酵温度を一定に保ち、発酵むらをなくすこと。また、必要によっては攪拌を行い、発酵を均一にすること。なお、これらを確認するため、温度管理記録を行うことが望ましい。
- ウ 脱臭装置を設置している場合には、当該装置を適正に稼働させること。

(8) 油水分離施設

- ア 油水分離施設からのオーバーフロー、漏出した汚水若しくは床又は地盤面の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、それらの汚水等は適正に処理したのち、排水すること。
- イ 廃油の供給は、少量ずつ適度に調節しながら適正に行うこと。
- ウ 火災の発生には十分注意するとともに、防火対策については必要な措置を講ずること。
- エ 次のことについては毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止するとともに産業廃棄物の投入を中止し、ただちに改善措置を講ずること。
 - (ア) 油水分離槽に亀裂や損傷等がないこと。
 - (イ) 放流する排水には、油膜等が認められないこと。
 - (ウ) 消火設備が、ただちに火災等に対応できる状態に整備されていること。

(9) 固型化・固化施設

- ア 処理する産業廃棄物の含水率を一定にするため、あらかじめ乾燥すること。
- イ セメント及び水の混合比を一定に保つとともに、攪拌装置で均一に混合すること。
- ウ 固型化施設にあっては、金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和52年3月14日環境庁告示5号。）を参考とすること。
- エ コンクリート固型化物又は固化物は、養生を十分に行い、養生後はロットごとに次のことを確認すること。
 - (ア) 溶出試験を行い、有害判定基準を超えていないこと。
- オ エに適合しない場合は、適合させる措置を講ずること。
- カ 処理に当たっては、処理する産業廃棄物の性状等を確認のうえ、必要な処理を試験的に実施のうえ、処理を行うこと。

(10) 中和施設

- ア 中和槽からのオーバーフロー、漏出した汚水若しくは床又は地盤面の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、それらの汚水等は適正に処理したのち、排水すること。
- イ 中和槽に亀裂や損傷がないことを毎日確認すること。なお、異常が認められたときは、操業を停止するとともに産業廃棄物の投入を中止し、ただちに改善措置を講ずること。
- ウ 中和剤の供給は、少量ずつ適度に調節しながら適正に行うこと。
- エ 中和剤の混合は、攪拌装置により十分に、かつ、適正に行うこと。

(11) その他の中間処理施設

- その他の中間処理施設にあっては、中間処理方法が(1)から(10)までに掲げる中間処理施設と処理する内容及び管理する内容が同じ場合には、それぞれの例によること。ただし、廃掃法政令第7条第10項及び第10項の2における産業廃棄物処理施設においては、ガイドラインに従うこととともに、廃水銀等及び水銀使用製品産業廃棄物か

ら水銀を分離回収できる温度を保つために必要な加熱装置や発生する水銀ガスを回収する装置を設置すること。

第6 再生活用施設における維持管理基準

1 再生活用施設の設備等の維持管理及び作業の維持管理基準

再生活用施設の設備等の維持管理及び作業の維持管理は、第5 中間処理施設の維持管理基準の1 共通基準(1)設備等に関する基準及び(2)作業上の基準によるとともに、当該施設が第5の2 個別基準(1)から(10)までに規定する中間処理施設と一致する場合には、それぞれの基準を併せて適用するものであること。

2 再生活用施設の維持管理の記録

再生活用施設の維持管理の記録は、第5の1(4)記録の例によること。

第7 最終処分場に関する維持管理基準

基準省令に従うこと。